

## 国内の医療分野における AMR 対策の現状と対策

厚生労働省 健康局 結核感染症課

長江 翔平

我が国では、AMR 対策を包括的かつ戦略的に進めるために、6つの柱からなるアクションプランを2016年4月に策定した。一つ目は、普及啓発・教育であり、国民に対する薬剤耐性の知識や理解に関する普及啓発活動を推進するものである。二つ目は、サーベイランス・モニタリングであり、医療・介護分野における薬剤耐性に関するサーベイランスを強化する他、畜水産・獣医療等におけるサーベイランス・モニタリングの強化も図るものである。三つ目は感染予防管理であり、医療・介護分野における感染予防管理の他、畜水産・獣医療における感染予防・管理の推進を行うものである。四つ目は抗微生物製剤適正使用であり、医療・介護分野における抗生剤の適正使用を推進するものである。五つ目は研究開発・創薬であり、薬剤耐性の研究及び薬剤耐性感染症に対する新たな治療法を開発する研究を推進するものである。この五つの柱は世界保健機関（WHO）のグローバルアクションプランの内容と同じであるが、六つ目の柱として、日本が独自に「グローバルアクションプラン達成のための国際協力を展開する」と掲げている。2016年4月のアジア AMR 東京閣僚会議では、アジア各国の保健担当大臣や代表者と AMR についての各国の取組や経験を共有すると共に、アジアを中心に日本の技術や人材を提供するなどの国際協力を行った。

また、我が国が設定したナショナルアクションプランでは、抗菌薬使用量と薬剤耐性菌分離率の数値目標を掲げており、AMR アジア保健大臣会合等を通じ、アジアを中心とした国際協力を推進することを示すと共に、ワンヘルス・アプローチの観点から、ヒトの医療分野と畜産分野の両分野の数値目標を設定した。例えば、「ヒトに対する抗菌薬の使用を、2013年に比べて33%減少させる」等である。実際に2020年の全抗菌薬の人口千人当たりの一日抗菌薬販売量は、2013年と比較して、28.9%減少した。今後もアクションプランに掲げられている目標の数値を含め、更なる AMR 対策を進めていく必要がある。こうした背景をもとに医療分野における AMR 対策について現時点の情報をもとに概説する。